

平成27年度草津市障害者施策推進審議会 会議録（概要）

■日時：

平成27年10月13日（火）午後2時00分～午後3時30分

■場所：

障害者福祉センター会議室A、B

■出席委員：

峰島会長、福谷委員、大谷委員、貞森委員、竹田委員、呉橋委員、岡委員
樋笠委員、園田委員、武田委員、垣見委員、福井委員

■欠席委員：

窪田副会長、西村委員、市川委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

佐藤主席参事（欠席）

■事務局：

平尾健康福祉部副部長、障害福祉課 柴田課長、江南グループ長、中川主査
子ども子育て推進室 高岡室長、発達支援センター 松林所長、倉田主査
学校教育課 藤野課長

■傍聴者：

1人

1 開会

【平尾健康福祉部副部長】

健康福祉部副部長の平尾と申します。皆様には、お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

日ごろは、市の行政全般、とりわけ障害者福祉の向上に格別の御支援と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本来ですと、市長や部長が出席いたしまして、委員の皆様方に挨拶を申しあげるのが本意ではございますが、あいにく、他の公務のため、欠席させていただきますことをお

詫び申しあげます。

また、先日は知的障害者の大会がございまして、関係者の皆様、峰島先生、大変御苦勞さまでございました。

さて、国におきましては、平成23年の「障害者基本法」の改正をはじめといたしまして、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者総合支援法」の施行、さらには来年4月には「障害者差別解消法」の施行など、めまぐるしく法整備が進んできております。

こうした中におきまして、本市では、平成24年度に策定いたしました「草津市障害者計画（後期計画）」および昨年度に御審議をいただき策定いたしました「第4期草津市障害福祉計画～数値目標計画～」に基づき、障害のある人もない人も誰もがいきいきと輝けるまちづくりを進めているところでございます。

また、障害者差別解消法につきましても、滋賀県や他の市町の情報収集をしながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

この審議会におきましては、障害者計画および障害福祉計画の進捗状況の確認や取り組みへの助言をいただきたいと考えておりますが、今回は障害者計画につきまして、御審議をいただこうと考えております。

本市の障害福祉施策の推進のため、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

【会長】

国において、障害者総合支援法の見直しが議論されており、もうすぐ原案が示される。障害者権利条約についても、国連に提出する政府報告の原案についてこれから議論がされると思う。また、年金、医療等のサービスの在り方の検討会で、地域包括ケアシステムのなかで介護、障害、児童を相談支援では統合することや各サービスを地域の実情に応じて柔軟に採用するなどの検討課題も出てくる。こうした国の動向を踏まえて議論していただきたい。

それでは、次第に沿って進めたいと思いますので、事務局の方から議事2「草津市障害者計画（後期計画）」の進捗状況の確認について、（1）から（3）の説明をお願いします。

【事務局】

（1）資料1に基づき説明

(2) 資料2と障害者計画（後期計画）29～33頁に基づき説明

(3) 資料4のうち、主だったものを資料3に基づき説明

【会長】

計画の策定時の課題については、大方取り組みが始まっているとの報告である。

【委員】

資料3の区分について新規と継続があるが、これは25年度に対するもので、障害者計画（後期計画）に追加したものということか。

【事務局】

新規は追加したもの。継続は計画策定時からあったものである。

【委員】

資料3の5頁。先ほどの説明のなかでサービス等利用計画の作成済み者が77%という報告があったが、77%のうちセルフプランの割合はどれだけか。

【事務局】

18歳以上の既に計画が作成されている人のうち約1割弱がセルフとなっている。

【委員】

資料3の5頁にはセルフプランの提出もできるという記述がなかったと思うが、セルフプランについてはどのように周知しているのか。

【事務局】

この項目が「サービス等利用計画の作成」ではなく「計画相談支援の実施」なので、このような書き方となっている。サービス等利用計画の作成案内をする際に、計画相談支援とセルフプランのいずれかを選択していただくよう案内している。

【委員】

この項目の説明だと、自分で計画作成のできる人も作ってもらわないといけないことになってしまう。セルフについての記述もしてもらいたい。

【委員】

実績でセルフを分けられるか。

【事務局】

分けて記述していきたい。

【委員】

計画相談支援の平成26年度実績報告のところで、市内事業所が5か所となったとの報告があったが、その辺りをもう少し説明してほしい。

【事務局】

計画相談支援事業所は市内にもともと1か所しかなかったが、市内法人に協力依頼をして事業所を立ち上げていただいた。平成26年度末で市内5か所、圏域19か所、その他にも市外の施設入所者については、入所先の法人やその近隣の事業所にも計画作成を依頼することで、支援体制を図ってきた。

【会長】

資料3は、概要ということなので、資料4も含めて質問があれば出してください。

【委員】

資料3の3頁、障害児相談支援の実施の2段目、「保護者と子どもに対して」とあるが、子どもが保護者の次に書かれている。サービスを受ける主体は子どものはずなので違和感がある。

【事務局】

子どもについては生まれて間もない方もいるので、保護者の方が代弁者として申請していただいている。子どもがサービスを受ける場合には、保護者の同意を必ず必要としているので、このような書き方にしている。

【委員】

保護者が申請せざるを得ない場合もあるが、基本は本人になるだろう。

資料3の4頁のグループホームについて。重度の人については、平成26年度は「～整備促進について検討しました。」とあるが、先ほどの説明では実績があるのでは。

【事務局】

平成26年度には、平成25年度に市の整備補助を受けた市内法人が10人定員の重度障害者のグループホームを開所している。資料には記述がないので追記する。

【委員】

来年から18歳にも選挙権が与えられるが、この計画に影響があるか。

孤立化防止は、FMくさつを使って語りかけるなどはどうか。

子どものデイサービスについて、国、県、市が負担しているものと市が負担しているものとあると聞くがどうか。

【事務局】

地域生活支援事業の中に日中一時支援事業というものがあり、障害福祉課で担当している。これは、法定事業ではないが、国、県から一部補助が出ている。

一方、法定事業では放課後等デイサービス事業が開始されており、発達支援センターで担当している。現在、日中一時支援事業から放課後等デイサービス事業への移行が進んでいるが、日中一時支援事業は各事業所で取り組みに特色があるため、これからも一部残っていくと思う。

【委員】

選挙権については、何か検討しないといけないものはあるか。

【事務局】

今のところ、こうしないといけないというものはない。国の方でそれぞれの制度にどのような影響を及ぼすかが示されていないため、今後、国の動向を踏まえて対応していくことになると思われる。

【委員】

孤立化防止については、マスコミを使って呼びかけることも今後の検討課題としていただきたい。

【委員】

社協の事業でリフレッシュ事業がある。従来から高齢者を対象とした事業は開始されていたが、障害者を対象としたものがなかった。この事業は親同士の横のつながりが期待できる。今は当事者の呼びかけで障害者の事業も開始されているが、補助金が少ないため、事業の対象者も20人までとなっている。市にはこうした事業にもっと関わってもらいたい。

【委員】

社協の単独事業なので、補助が少ない。市も関わってはどうか。

【委員】

孤立化防止について、アンケートをとって、「来て」と言う人と、「来るな」という人がいる。「来るな」という人のほうが問題であると思うが、どうしたら良いか。

【委員】

ビラを使ってサロンに呼びかけるなど、「来るな」という人には何度もコンタクトを取っていく。

【委員】

孤立化防止には、何らかのコンタクトを取ることが必要。コンタクトを取ろうとしても「来るな」という人もいる。

【委員】

コンタクトを取るためには、いろんな方法で呼びかけないといけない。

【委員】

最初の段階でとまっているところはどのようにしていくか。

【委員】

これから検討していく。

【委員】

家庭訪問について、家が散らかっている時は人を入れたくない。本当に大変な状況の時は家に入れたくない。週に1回は絵手紙を書くなど根気よく声を掛ける。会いたくないと思っている人に、どうやって会うのかは本当に難しいことだと思う。

【委員】

成果を求めている。「来るな」と言われることを駄目というように考えてはいけない。

【委員】

昔の在宅の頃、自分の親も訪問は嫌がっていた。来てもらって、何をしてもらえるのか、どういう支援をしてもらうのかが分からない状況で、「困ったことはないか」と急に聞かれても、家のことをさらけ出すようできないと思う。隠してしまうと思う。民生委員に相談をかけても相談する側の意見が断たれてしまい、気持ちが分かってもらえ

ない。その辺りのことを地域で相談を受ける人にはよく分かってもらいたいと思う。

【委員】

民生委員にも研修を行っている。

【委員】

障害者の親は高齢になってくる。認知症になると人が入ってくるのを嫌がる。相談というよりも、親しく話ができる間柄になると良い。この辺りのことも含めて進めてほしい。

3 その他

【会長】

その他として、委員の皆様や事務局から何かありますか。

【事務局】

スポーツ保健課からの依頼事項であるが、国体の後の障害者スポーツ大会が滋賀県で平成36年に開催されることから、スポーツに力を入れたいと考えている。今後、草津市スポーツ推進計画を策定するため、パブリックコメントの際には、是非、意見を出してくださいとのこと。

後日、本日の審議会の議事録とともに、障害福祉計画の事業実績も送付する。

【会長】

福祉計画について、大幅に数値がずれていることはないか。

【事務局】

大幅にはない。

【委員】

差別解消法の関係で、色々な研修へ行ったが、当事者からの話とそうでない人の話とでは、ギャップがある。今後の研修はどのような形で実施するのか。

【事務局】

これから検討していく。

【会長】

本日はどうもありがとうございました。